

事業主の皆さまへ

～ 昭和12年4月1日以前に生まれた方(78歳以上の方)への周知のお願い ～

- これまで、70歳以上の在職老齢年金制度は、昭和12年4月2日以降に生まれた方を対象としてきましたが、平成27年10月1日から、昭和12年4月1日以前に生まれた方(78歳以上の方)についても年金の在職支給停止の対象となります。
- 該当する方へ、制度の周知にご協力をお願いします。

●昭和12年4月1日以前に生まれた方(78歳以上の方)へのお知らせ

制度の仕組み

老齢厚生年金を受けている昭和12年4月1日以前に生まれた方(78歳以上の方)が、厚生年金保険の適用事業所にお勤めになっている場合には、報酬と年金の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。(在職支給停止)

該当する方

次の①から③のすべてに該当する方の年金について、在職支給停止が適用されます。

- ①昭和12年4月1日以前に生まれた方
- ②適用事業所に常時お勤めの方
- ③過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方

※お勤めの事業所の事業主から「70歳以上被用者該当届」が年金事務所等に提出され、この届書に記載された報酬月額等に基づき、平成27年12月支払いの年金から支給停止額が計算されます。

※平成27年9月30日以前より引き続きお勤めしている方は、支給停止額に関する激変緩和措置(急激に年金額が下がらないようにする措置)が講じられます。

(報酬と年金の合計の10%が支給停止額の上限です。)

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。